

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間

2 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者の体調を考慮して勤務を調整することや相談体制の整備の実施。

<対策>

- ・令和3年2月 目標達成に向けて勤務や相談体制を整備する。
- ・令和3年4月 周知に向けて、社員研修を行う。
- ・令和4年4月 社員に再度周知を図る。
- ・令和6年4月 社員に再度周知を図る。

目標2 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、男性労働者が育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備の実施。

<対策>

- ・令和3年2月 目標達成に向けて勤務や相談体制を整備する。
- ・令和3年4月 研修やポスター掲示等で社員に周知を図る。
- ・令和4年4月 社員に再度周知を図る。
- ・令和6年4月 社員に再度周知を図る。